

平成 29 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 29 年度定期監査(5)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、藤田尚前監査委員が本監査の執行に関与し、山中協監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 概要

実施時期

平成 29 年 8 月 18 日から 9 月 1 日までの間において実日数 11 日間

方針

平成 29 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 28 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。

(エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。

(オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。歳入の確保に向けた取組が行われているか。

(カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。

(キ) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）に基づいた施設管理が行われているか。

(ク) 携帯電話の利用状況について定期的に点検しているか。事業者により付与されたポイントを有効活用しているか。また「練馬区情報セキュリティ対策基準」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 練企情第 1686 号）に基づき携帯電話を適正に管理しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成 27 年 5 月 25 日付け 27 練総経第 132 号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 福祉部

(ア) 管理課

(イ) 臨時給付金担当課

(ウ) 障害者施策推進課

(エ) 障害者サービス調整担当課

(オ) 生活福祉課

(カ) 練馬総合福祉事務所

(キ) 光が丘総合福祉事務所

(ク) 大泉総合福祉事務所

ウ 高齢施策担当部

(ア) 高齢社会対策課(以下の施設を含む。)

・ 敬老館 2 館

南田中、東大泉

(イ) 高齢者支援課

(ウ) 介護保険課

エ 健康部(練馬区保健所)

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 豊玉保健相談所

(オ) 北保健相談所

(カ) 大泉保健相談所

(キ) 関保健相談所

オ 地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(1) 医療環境整備課

2 監査結果

適正に行われていた。